# 請　願　文　書　表

（文化市民局）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 受理番号 | ４０３ | 受理年月日 | 令和８年９月16日 |
| 件　　名 | 京都ポイント事業におけるマイナンバーカードを所持しない市民への対応改善 | | |
| 要　　旨 | 京都市が実施する京都ポイント事業は、物価高に対する市民生活の応援と、市内での消費喚起・地域経済の活性化を目的とするものである。<br>本事業では、5,000円相当の支援を受ける方法として、京都ポイントのデジタル給付に加えて現物支給も設けられている。しかし、現物支給を希望する場合であっても、現時点ではマイナンバーカードの持参が必要とされている。<br>マイナンバーカードの取得は任意であり、カードを持っていないことによって、物価高対策としての5,000円相当の支援を受けることが困難になることは、制度の趣旨から見ても適切ではない。<br>本人確認については、公的な本人確認書類と住民基本台帳等との照合、重複申請・重複受給の確認など、マイナンバーカードを使用しない方法によっても対応できると考える。<br>したがって、マイナンバーカードを保有している市民には現在の方法を維持しつつ、保有していない市民にも同等の支援を受けられる方法を用意することが必要である。以上の理由から、京都市に対して、マイナンバーカードを持たない市民が5,000円相当の支援を確実に受けられる仕組みを整備するよう求める。<br>ついては、以下のことを願う。<br>１　京都ポイント事業について、マイナンバーカードを保有していない市民も5,000円相当の支援を受けられる受取方法を設けること。<br>２　現物支給を希望する市民について、マイナンバーカードを持っていない場合でも、公的な本人確認書類等によって本人確認を行い、支援を受けられる仕組みを整備すること。<br>３　マイナンバーカードの保有・非保有によって、市民が今回の支援を受けるうえで不利益を受けることのないよう制度を改善すること。 | | |
| 請　願　者 | | | |
| 紹介議員 | とがし　豊、井﨑　敦子、加藤　あい | | |
| 付託委員会 | 文教はぐくみ委員会 | | |